

第7編 港湾編

第7編 港湾編

目次

第7編 港湾編

第1章 総 則

第7101条	適 用	7- 1
第7102条	用語の定義	7- 1
第7103条	業務計画書	7- 1
第7104条	損 害	7- 2
第7105条	業務管理	7- 2
第7106条	安全管理	7- 3
第7107条	環境保全	7- 4
第7108条	委員会等の設置	7- 4
第7109条	工業所有権の取扱い	7- 5
第7110条	電子計算機の使用	7- 5
第7111条	設計業務の条件	7- 5

第2章 環境調査

第1節 流況調査 7- 6

第7201条	適用の範囲	7- 6
第7202条	調査準備	7- 6
第7203条	位置測量	7- 6
第7204条	流況観測	7- 6
第7205条	解 析	7- 6
第7206条	成 果	7- 6
第7207条	照 査	7- 7

第2節 水質調査 7- 7

第7208条	適用の範囲	7- 7
第7209条	調査準備	7- 7
第7210条	位置測量	7- 7
第7211条	水質調査	7- 7
第7212条	分 析	7- 8
第7213条	成 果	7- 12
第7214条	照 査	7- 12

第3節	底質調査	7-12
第7215条	適用の範囲	7-12
第7216条	調査準備	7-12
第7217条	位置測量	7-12
第7218条	底質調査	7-12
第7219条	分析	7-16
第7220条	成果	7-16
第7221条	照査	7-16
第4節	騒音調査	7-17
第7222条	適用の範囲	7-17
第7223条	調査準備	7-17
第7224条	資料収集整理	7-17
第7225条	騒音調査	7-17
第7226条	解析・検討	7-17
第7227条	成果	7-17
第7228条	協議・報告	7-18
第7229条	照査	7-18
第5節	振動調査	7-18
第7230条	適用の範囲	7-18
第7231条	調査準備	7-18
第7232条	資料収集整理	7-18
第7233条	振動調査	7-18
第7234条	解析・検討	7-19
第7235条	成果	7-19
第7236条	協議・報告	7-19
第7237条	照査	7-19
第6節	悪臭調査	7-19
第7238条	適用の範囲	7-19
第7239条	調査準備	7-19
第7240条	資料収集整理	7-19
第7241条	悪臭調査	7-20
第7242条	解析・検討	7-22
第7243条	成果	7-22
第7244条	協議・報告	7-22
第7245条	照査	7-22

第3章 環境生物調査業務

第1節 プランクトン調査	7-23
第7301条 適用の範囲	7-23
第7302条 調査準備	7-23
第7303条 位置測量	7-23
第7304条 プランクトン調査	7-23
第7305条 解析、検討・考察	7-23
第7306条 成 果	7-24
第7307条 照 査	7-24
第2節 卵・稚仔調査	7-24
第7308条 適用の範囲	7-24
第7309条 調査準備	7-24
第7310条 位置測量	7-24
第7311条 卵・稚仔調査	7-24
第7312条 分析、解析・考察	7-25
第7313条 成 果	7-25
第7314条 照 査	7-25
第3節 底生生物調査	7-25
第7315条 適用の範囲	7-25
第7316条 調査準備	7-25
第7317条 位置測量	7-25
第7318条 底生生物調査	7-26
第7319条 分析、解析・考察	7-26
第7320条 成 果	7-26
第7321条 照 査	7-26
第4節 付着生物調査	7-26
第7322条 適用の範囲	7-26
第7323条 調査準備	7-26
第7324条 位置測量	7-26
第7325条 付着生物調査	7-27
第7326条 分析、解析・考察	7-27
第7327条 成 果	7-27
第7328条 照 査	7-27
第5節 藻場調査	7-27
第7329条 適用の範囲	7-27
第7330条 調査準備	7-27

第7331条	位置測量	7- 27
第7332条	藻場調査	7- 28
第7333条	分析、解析・考察	7- 28
第7334条	成 果	7- 28
第7335条	照 査	7- 28

第 6 節 魚介類調査 **7- 28**

第7336条	適用の範囲	7- 28
第7337条	調査準備	7- 28
第7338条	位置測量	7- 28
第7339条	魚介類調査	7- 28
第7340条	分析、解析・考察	7- 29
第7341条	成 果	7- 29
第7342条	照 査	7- 29

第 4 章 気象・海象調査業務

第 1 節 気象調査 **7- 30**

第7401条	適用の範囲	7- 30
第7402条	調査準備	7- 30
第7403条	風向・風速観測	7- 30
第7404条	整 理	7- 30
第7405条	成 果	7- 30
第7406条	照 査	7- 31

第 2 節 波浪調査 **7- 31**

第7407条	適用の範囲	7- 31
第7408条	調査準備	7- 31
第7409条	波高・波向観測	7- 31
第7410条	整 理	7- 31
第7411条	成 果	7- 31
第7412条	照 査	7- 32

第 3 節 潮位調査 **7- 32**

第7413条	適用の範囲	7- 32
第7414条	調査準備	7- 32
第7415条	潮位観測	7- 32
第7416条	整 理	7- 33
第7417条	成 果	7- 33
第7418条	照 査	7- 33

第5章 磁気探査業務

第1節	磁気探査	7- 34
第7501条	適用の範囲	7- 34
第7502条	探査準備	7- 34
第7503条	基準点測量	7- 34
第7504条	磁気探査	7- 35
第7505条	解 析	7- 36
第7506条	成 果	7- 36
第7507条	照 査	7- 37

第6章 潜水探査業務

第1節	潜水探査	7- 38
第7601条	適用の範囲	7- 38
第7602条	探査準備	7- 38
第7603条	設 標	7- 38
第7604条	潜水探査	7- 38
第7605条	成 果	7- 39
第7606条	照 査	7- 39

第7章 水理模型実験業務

第1節	水理模型実験	7- 41
第7701条	適用の範囲	7- 41
第7702条	実験準備	7- 41
第7703条	実 験	7- 41
第7704条	整理・解析	7- 41
第7705条	解 析	7- 41
第7706条	成 果	7- 41
第7707条	協議・報告	7- 42
第7708条	照 査	7- 42

第8章 設計業務

第1節	予備・基本設計	7- 43
第7801条	適用の範囲	7- 43
第7802条	設計計画及び資料収集・整理	7- 43
第7803条	設計条件	7- 44
第7804条	構造形式の選定	7- 44

第7805条	構造諸元の決定	7- 44
第7806条	図面作成	7- 45
第7807条	成 果	7- 45
第7808条	協議・報告	7- 46
第7809条	照 査	7- 46
第 2 節 細部設計		7- 47
第7810条	適用の範囲	7- 47
第7811条	設計計画	7- 47
第7812条	設計波の算定	7- 47
第7813条	配筋計算	7- 47
第7814条	数量計算	7- 47
第7815条	図面作成	7- 48
第7816条	付帯施設	7- 48
第7817条	成 果	7- 48
第7818条	協議・報告	7- 48
第7819条	照 査	7- 48
第 3 節 実施設計		7- 49
第7820条	適用の範囲	7- 49
第7821条	設計計画	7- 49
第7822条	図面作成	7- 49
第7823条	数量計算	7- 49
第7824条	成 果	7- 49
第7825条	協議・報告	7- 50
第7826条	照 査	7- 50
 第 9 章 港湾計画等調査業務		
第 1 節 港湾計画調査		7- 51
第7901条	適用の範囲	7- 51
第7902条	計画準備	7- 52
第7903条	現況特性の把握	7- 52
第7904条	基本的方針の策定	7- 57
第7905条	港湾利用の将来推計	7- 58
第7906条	施設計画及び土地利用計画	7- 59
第7907条	計画関連検討事項	7- 62
第7908条	成 果	7- 63
第7909条	協議・報告	7- 63

第7910条	照 査	7- 63
第2節	環境影響評価調査	7- 64
第7911条	適用の範囲	7- 64
第7912条	計画準備	7- 64
第7913条	自然条件・社会条件の把握	7- 65
第7914条	環境に関する現況把	7- 66
第7915条	環境保全目標の検討	7- 69
第7916条	環境予測及び影響評価	7- 69
第7917条	成 果	7- 71
第7918条	協議・報告	7- 71
第7919条	照 査	7- 71

第7編 港湾編

第1章 総 則

第7101条 適用

1. 本編は、港湾及び港湾海岸に係る環境調査などの自然条件調査・計画・設計に関する業務(以下本編において「調査設計業務」という。)を対象として、契約書及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
2. 本編に特に定めない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第7102条 用語の定義

1. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。
2. 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。

第7103条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき以下の事項を記載するものとする。
 - (1)業務概要
 - (2)業務実施方針
 - (3)業務工程表
 - (4)業務組織表
 - (5)打合せ計画
 - (6)主要機器・主要船舶・機械
 - (7)施設(検潮所、試験室等)
 - (8)安全管理
 - (9)環境保全対策
 - (10)成果物の内容、部数
 - (11)使用する主な図書及び基準
 - (12)その他必要事項なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を**提出**しなければならない。

4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 7104 条 損 害

1. 受注者は、契約書第 27 条、第 28 条及び第 29 条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知するものとする。
2. 契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。
 - (1)波浪、高潮の場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合。
 - (2)強風の場合
最大風速(10 分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合。
 - (3)降雨の場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ①24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm以上。
 - ②1 時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20 mm以上
 - ③連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150 mm以上
 - (4)河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合。
 - (5)地震、津波、豪雪、竜巻の場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第 26 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

第 7105 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。
3. 受注者は、調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。

4. 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、調査職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に**承諾**を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水土を配置するものとする。
6. 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 7106 条 安全管理

1. 受注者は、「港湾海洋調査安全管理指針(一社)海洋調査協会」を参考にし、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
2. 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うものとする。
 - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。
 - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
3. 受注者は、事故及び災害が発生した場合は、応急処置を講じるとともに、直ちに調査職員及び関係官公庁に通知するほか、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出するものとする。
4. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等の特記仕様書の定めにより設けるものとする。
5. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
 - (1) 調査用作業船等が船舶の**輻輳**している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合なお、特記仕様書に作業時間帯の定めがある場合は、それに従うものとする。
6. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除くものとする。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、調査職員及び関係官公庁に通知するものとする。
7. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、調査職員及び関係官公庁に**通知**するものとする。

8. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、調査職員及び関係官公庁へ直ちに**通知**し、**指示**を受けるものとする。
9. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。
10. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

第 7107 条 環境保全

1. 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
2. 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、調査職員に**通知**するものとする。

また、受注者は、必要な環境保全対策を立て調査職員の**承諾**を得て、又は調査職員の**指示**に基づいて環境の保全に努めるものとする。
3. 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を取るものとする。
4. 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

第 7108 条 委員会等の設置

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。

なお、委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。

また、受注者は、委員会、検討会等に調査職員を出席させるものとする。
2. 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
3. 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、第 1 1 2 2 条 契約変更の規定によるものとする。

第 7109 条 工業所有権の取扱い

1. 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を得るものとする。
2. 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって**通知**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。
3. この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で**協議**して決定するものとする。

第 7110 条 電子計算機の使用

1. 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パーソナルコンピュータ程度の簡易計算機を用いる場合、又は汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を調査職員に**通知**するものとする。
2. 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めがある場合、それに従うものとする。

第 7111 条 設計業務の条件

受注者は、予備設計又は基本設計における比較案の提案、もしくは、予備設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、細部設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用、及び、新技術活用システム検討会議において一般化したと定めた新技術・新工法を活用するための検討を行い、調査職員と**協議**のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第2章 環境調査

第1節 流況調査

第7201条 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする

第7202条 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない

第7203条 位置測量

1. 受注者は、観測に先立ち調査職員に観測位置の**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。
また、設置方法は、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。
3. 本測量においてGNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第7204条 流況観測

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
3. 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

第7205条 解 析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

第7206条 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査場所
- ・ 調査期間
- ・ 調査位置図
- ・ 調査機器
- ・ 調査方法(位置測定方法、流況測定方法)
- ・ 調査結果の整理及び解析
- ・ 調査結果と考察

第 7207 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
- (2) 測定記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第 2 節 水質調査

第 7208 条 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7209 条 調査準備

調査準備は、7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7210 条 位置測量

1. 受注者は、調査に先立ち調査職員に調査位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、本調査において GNSS を使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

第 7211 条 水質調査

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関

する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2. 採水・観測

(1)受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。

(2)受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

①表層海面下 0.5m

②中層水深の 1/2

③下層海底面上 1.0m

(3)受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。

(4)受注者は、採取した試料に対し「表 2 - 1 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

第 7212 条 分 析

1. 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行わなければならない。

2. 受注者は、「表 2 - 1 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。

なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。

3. 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに調査職員に**通知**しなければならない。

表 2 - 1 水質試験方法 (1)

	試 験 項 目	試 験 方 法
現 場 測 定 項 目	気 温	JIS K 0102 7.1
	水 温	JIS K 0102 7.2
	色 相	JIS 標準色票
	臭 気	JIS K 0102 10.1
	塩 分	海洋観測指針 5.3
	透 明 度	海洋観測指針 3.2
	濁 度	JIS K 0101 9.2, 9.3, 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1 又はガラス電極法
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 32.1 又は隔膜電極法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17
	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 9
	大腸菌群数	環告第 59 号別表 2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第 1 号別表第 1
	全 窒 素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4 又 45.6
	全 り ん	JIS K 0102 46.3 又は JIS K 0170-4
	n-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 14 又は環告第 64 号付表 4
	亜 鉛	JIS K 0102 53
健 康 項 目 等	カドミウム	JIS K 0102 55
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3 又は 38.1.2 及び 38.5
	鉛	JIS K 0102 54
	六価クロム	JIS K 0102 65.2 (ただし、65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JIS K 0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行う。)
	砒 素	JIS K 0102 61.2、61.3 又は 61.4
	総 水 銀	環告第 59 号付表 1
	アルキル水銀	環告第 59 号付表 2
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第 59 号付表 3
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5

表 2 - 1 水質試験方法 (2)

	試験項目	試験方法
健康項目等	1.1 一ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	シス-1.2 一ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	1.1.1 一トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1.1.2 一トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1.3 一ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	チウラム	環告第 59 号付表 4
	シマジン	環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
	チオベンカルブ	環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2
	ベンゼン	JISK0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	セレン	JISK0102 67.2、67.3 又は 67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 (硝酸性) JIS K 0102 43.1 (亜硝酸性)
	フツ素	JIS K 0102 34.1 又は 34.1(C) 及び付表 6
	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3 又は 47.4
	1,4 一ジオキサン	環告第 59 号付表 7
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1.2
	銅	JIS K 0102 52.2
	鉄(溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3 又は 57.4
	マンガン(溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5
	クロム	JIS K 0102 65.1.1
	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN は JIS K 0102 31.1 (ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトン は環告第 64 号付表 2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3 又は 42.5
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	トランス-1,2 一ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	1,2 一ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	p 一ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
	イソキサチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	ダイアジノン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	フェニトロチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	イソプロチオラン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2

表 2 - 1 水質試験方法 (3)

	試験項目	試験方法
要 監 視 項 目	オキシ銅	環水規第 121 号付表 2
	クロロタロニル	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	プロピザミド	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	EPN	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	ジクロロボス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	フェノブカルブ	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	イプロベンホス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	クロロニトロフェン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2
	ニッケル	JIS K 0102 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5
	モリブデン	JIS K 0102 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3
	塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1
	エピクロヒドリン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2
	全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4 又は 56.5
ウラン	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 又は第 3	

注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号昭和 46 年 12 月 28 日)を示す。

「厚生省・建設省令第 1 号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第 1 号昭和 37 年 12 月 17 日)を示す。

「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。

「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第 121 号平成 5 年 4 月 28 日)を示す。

「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康

の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号平成 16 年 3 月 31 日)を示す

4. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

5. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

第 7213 条 成 果

成果物は、第 7 2 0 6 条 成果を適用するものとする。

第 7214 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - ①調査方針と水質調査内容の適切性
 - ②試験結果と既存資料の整合性
 - ③成果物の適切性

第 3 節 底質調査

第 7215 条 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7216 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7217 条 位置測量

位置測量は、第 7 2 0 3 条 位置測量を適用する。

第 7218 条 底質調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 採泥・観測

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。
- (2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。
- (3) 受注者は、採取した試料に対し「表 2 - 2 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

3. 底質試験

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- (2) 受注者は、「表 2 - 2 底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。
なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
- (3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに調査職員に通知しなければならない。

表 2 - 2 底質試験方法 (1)

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環告第 59 号付表 2 及び環告第 64 号付表 3	汚泥、水底土砂、 廃酸、廃アルカリ	底質調査方法 II. 5. 14. 2	
水銀又はその化合物	環告第 59 号付表 1		底質調査方法 II. 5. 14. 1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55		底質調査方法 II. 5. 1	
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54		底質調査方法 II. 5. 2	
有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又は JIS K 0102 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告 64 号付表 2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2		底質調査方法 II. 5. 12. 3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61		底質調査方法 II. 5. 9	

表 2 - 2 底質試験方法 (2)

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
シアン化合物	JIS K 0102 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 Ⅱ. 4. 11	
PCB	環告第 59 号付表 3 又は JIS K 0093		底質調査方法 Ⅱ. 6. 4	
有機塩素化合物			環告第 14 号 別表 1	最終改訂： 平成 26 年 5 月 30 日
銅又はその化合物	JIS K 0102 52		底質調査方法 Ⅱ. 5. 3	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53		底質調査方法 Ⅱ. 5. 4	
ふっ化物	JIS K 0102 34			
トリクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 5. 1、5. 2、 5. 3. 2、5. 4. 1 又は 5. 5			
テトラクロロエチ レン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 5. 1、5. 2、 5. 3. 2、5. 4. 1 又は 5. 5			
ベリリウム又は化 合物	環告第 13 号別表 7	最終改正： 平成 12 年 1 月 14 日		
クロム又はその化 合物	JIS K 0102 65. 1		底質調査方法 Ⅱ. 5. 12	
ニッケル又はその化 合物	JIS K 0102 59			
バナジウム又はそ の化合物	JIS K 0102 70			
ジクロロメタン	JIS K 0125 5. 1、5. 2、 5. 3. 2 又は 5. 4. 1			
四塩化炭素	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 5. 1、5. 2、 5. 3. 2、5. 4. 1 又は 5. 5			

表 2 - 2 底質試験方法(3)

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
1,2- ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2 又は 5.4.1			
1,1- ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2 又は 5.4.1			
シス-1,2- ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2 又は 5.4.1			
1,1,1- トリクロロエタン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1 又は 5.5			
1,1,2- トリクロロエタン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1 又は 5.5			
1,3- ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2 又は 5.4.1			
チウラム	環告第 59 号付表 4			
シマジン	環告第 59 号付表 5			
チオベンカルブ	環告第 59 号付表 5			
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、 5.3.2 又は 5.4.2			
セレン	JIS K 0102 67			
1,4-ジオキサソ	環告第 59 号付表 7			
ダイオキシン類	環告第 14 号第四 (JIS K 0312)	最終改正： 平成 26 年 5 月 30 日	環告第 68 号別表(ダイオキ シン類に係る底質調査測定 マニュアル(平成 12 年 3 月 環境庁水質保全局水質管理 課))	最終改正： 平成 21 年 3 月
泥温			JIS K 0102 7 に準ずる方法	
泥色			新標準土色帳による	
水素イオン濃度(pH)			ガラス電極法 JIS K 0102 12.1 に準ずる	
化学的酸素要求量 (CODsed)過マンガン酸カ リウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.20	
硫化物(T-S)			底質調査方法Ⅱ.17	
強熱減量(I-L)			底質調査方法Ⅱ.4	
密度(比重)			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号昭和 46 年 12 月 28 日)を示す。

「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。

「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大水発第 120725002 号 平成 24 年 8 月 8 日)を示す。

「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示 13 号昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示 68 号平成 11 年 12 月 27 日)を示す。

第 7219 条 分 析

1. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

2. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

第 7220 条 成 果

成果は、第 7 2 0 6 条成果を適用するものとする。

第 7221 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と底質調査内容の適切性

(2) 試験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第4節 騒音調査

第7222条 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7223条 調査準備

調査準備は、第7202条 調査準備を適用する。

第7224条 資料収集整理

受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

第7225条 騒音調査

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち調査職員の**承諾**を得なければならない。

2. 測定

(1)受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。

(2)受注者は、「騒音に係る環境基準(平成11年4月1日施行)」の定める方法により測定しなければならない。

(3)受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

第7226条 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

第7227条 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的
- ・ 調査地域(調査地域図添付)

- ・測定地点(測定地点図添付)
- ・調査項目
- ・調査日時及び測定回数
- ・調査方法及び使用機器
- ・調査結果
- ・調査結果の考察

第 7228 条 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と**協議**又は**報告**しなければならない。

第 7229 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 5 節 振動調査

第 7230 条 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7231 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7232 条 資料収集整理

資料収集整理は、第 7 2 2 4 条 資料収集整理を適用する。

第 7233 条 振動調査

1. 調査機器

受注者は、振動レベル計を用いなければならない。
なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。
2. 測定
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものと

する。

(2)受注者は、「振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)」の定める方法により測定しなければならない。

(3)受注者は、振動レベルを測定するものとする。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

第7234条 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

第7235条 成 果

成果は、第7227条 成果を適用するものとする。

第7236条 協議・報告

協議・報告は、第7228条 協議・報告を適用する。

第7237条 照 査

1. 受注者は、第1108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1)調査方針と振動調査内容の適切性
 - (2)測定記録と既存資料の整合性
 - (3)成果物の適切性

第6節 悪臭調査

第7238条 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7239条 調査準備

調査準備は、第7202条 調査準備を適用する。

第7240条 資料収集整理

資料収集整理は、第7224条 資料収集整理を適用する。

第 7241 条 悪臭調査

1. 測定・調査

受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。

2. 調査項目

受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度(臭気濃度、成分濃度)に係る項目を調査しなければならない。

3. 測定方法

受注者は、「表 2 - 3 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表 2 - 4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表 2 - 5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表 2 - 3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	環告第 9 号別表第 1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第 9 号別表第 2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第 9 号別表第 3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第 9 号別表第 4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く 5 物質)
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	環告第 9 号別表第 5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第 9 号別表第 6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		
トルエン	環告第 9 号別表第 7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く 2 物質)
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第 9 号別表第 8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		
アンモニア	環告第 9 号別表第 1	敷地境界及び発生源

表 2 - 4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第 63 号	敷地境界及び発生源

表 2 - 5 悪臭物質排水成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル	環告第 9 号別表第 2 の 3	

注)「環告第 9 号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示 9 号昭和 47 年 5 月 30 日)を示す。

「環告第 63 号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示 63 号平成 7 年 9 月 13 日)を示す。

第 7242 条 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

第 7243 条 成 果

成果は、第 7 2 2 7 条 成果を適用する。

第 7244 条 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7245 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第3章 環境生物調査業務

第1節 プラクトン調査

第7301条 適用の範囲

本節は、プラクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7302条 調査準備

調査準備は、第7202条 調査準備を適用する。

第7303条 位置測量

位置測量は、第7203条 位置測量を適用する。

第7304条 プラクトン調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

- (1)受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。
- (2)受注者は、プラクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

第7305条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

- (1)受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理(濃縮)、沈殿量の測定、種の同定・個体数(細胞数)の計数の手順で行わなければならない。
- (2)受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7306 条 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査目的
 - ・ 調査海域
 - ・ 調査地点
 - ・ 調査日時
 - ・ 調査方法及び調査機器
 - ・ 調査結果及び解析結果
 - ・ 調査結果の考察

第 7307 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と調査内容の適切性
 - (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 2 節 卵・稚仔調査

第 7308 条 適用の範囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7309 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7310 条 位置測量

位置測量は、第 7 2 0 3 条 位置測量を適用する。

第 7311 条 卵・稚仔調査

1. 調査機器
受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の

承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

第 7312 条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

(1)受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。

(2)受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7313 条 成 果

成果は、第 7 3 0 6 条 成果を適用する。

第 7314 条 照 査

照査は、第 7 3 0 7 条 照査を適用する。

第 3 節 底生生物調査

第 7315 条 適用の範囲

本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7316 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7317 条 位置測量

位置測量は、第 7 2 0 3 条 位置測量を適用する。

第 7318 条 底生生物調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

第 7319 条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7320 条 成 果

成果は、第 7 3 0 6 条 成果を適用する。

第 7321 条 照 査

照査は、第 7 3 0 7 条 照査を適用する。

第 4 節 付着生物調査

第 7322 条 適用の範囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7323 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7324 条 位置測量

位置測量は、第 7 2 0 3 条 位置測量を適用する。

第 7325 条 付着生物調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存しなければならない。

第 7326 条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7327 条 成 果

成果は、第 7 3 0 6 条 成果を適用する。

第 7328 条 照 査

照査は、第 7 3 0 7 条 照査を適用する。

第 5 節 藻場調査

第 7329 条 適用の範囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7330 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7331 条 位置測量

位置測量は、第 7 2 0 3 条 位置測量を適用する。

第 7332 条 藻場調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により行わなければならない。

第 7333 条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

第 7334 条 成 果

成果は、第 7 3 0 6 条 成果を適用する。

第 7335 条 照 査

照査は、第 7 3 0 7 条 照査を適用する。

第 6 節 魚介類調査

第 7336 条 適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7337 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7338 条 位置測量

位置測量は、第 7 2 0 3 条 位置測量を適用する。

第 7339 条 魚介類調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に調査職員の

承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

第 7340 条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

第 7341 条 成 果

成果は、第 7 3 0 6 条成果を適用する。

第 7342 条 照 査

照査は、第 7 3 0 7 条照査を適用する。

第4章 気象・海象調査業務

第1節 気象調査

第7401条 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7402条 調査準備

調査準備は、第7202条 調査準備を適用する。

第7403条 風向・風速観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に調査職員**の承諾**を得なければならない。

2. 観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち調査職員に機器の設置方法の**承諾**を得なければならない。

第7404条 整理

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。

第7405条 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 調査目的
- ・ 観測場所
- ・ 観測期間
- ・ 観測機器
- ・ 観測方法

- ・観測並びに解析結果
- ・調査結果の考察

第 7406 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 2 節 波浪調査

第 7407 条 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7408 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7409 条 波高・波向観測

1. 観測機器
受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に調査職員との**承諾**を得なければならない。
2. 観測
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。
 - (2) 受注者は、観測に先立ち調査職員に機器の設置方法の**承諾**を得なければならない。
 - (3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

第 7410 条 整 理

整理は、第 7 4 0 4 条 整理を適用する。

第 7411 条 成 果

成果は、第 7 4 0 5 条 成果を適用する。

第 7412 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 3 節 潮位調査

第 7413 条 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7414 条 調査準備

調査準備は、第 7 2 0 2 条 調査準備を適用する。

第 7415 条 潮位観測

1. 観測機器等

受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

または、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。

2. 水準測量

受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めするための水準測量を行うものとする。

- (1) T.P. との関係を求める場合は、使用した G. S. B. M. の公表平均成果年度を明記する。
- (2) 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

3. 検潮

受注者は、次により検潮しなければならない。

- (1) 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。
- (2) 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測(相次ぐ高低潮を含む連続観測を 2 回以上)によって、これを求め、補正するものとする。

- (3) 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。

第 7416 条 整 理

整理は、第 7 4 0 4 条 整理を適用する。

第 7417 条 成 果

成果は、第 7 4 0 5 条 成果を適用する。

第 7418 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第5章 磁気探査業務

第1節 磁気探査

第7501条 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7502条 探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

第7503条 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、地方整備局又は海上保安庁海洋情報部(以下「海洋情報部」という。)等の既設点を用いなければならない。

ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

1. 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。
2. 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。
3. 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGNSS測量によらなければならない。

また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GNSS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。

4. 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点:30cm以内

補助基準点:50cm以内

5. 多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行わなければならない。

なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点:30cm以内

補助基準点:50cm以内

6. GNSSの観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、基地点に結合するように

行い、座標計算するものとする。

なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。

主要基準点:15cm以内

補助基準点:25cm以内

7. 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行わなければならない。

なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点:30cm以内

補助基準点:50cm以内

8. 測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものを用いるものとする。

なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第 7504 条 磁気探査

1. 探査機器等

(1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。

(2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。

(3) 受注者は、使用に先立ち調査職員に船位測定機及び音響測深機の**承諾**を得なければならない。

2. 磁気探査

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。

なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の**承諾**を得なければならない。

(2) 磁気探査位置の測定方法

① 受注者は、磁気探査位置の測定に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、磁気探査位置の精度は、特級水域では±2m、1a 級水域及び 1b 級水域では±5m を確保できるものを使用しなければならない。

② 受注者は、磁気探査位置の線の交角を 30° ~150° の範囲内に収めなければならない。

③ 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

(3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、調査職員に**通知**しなければならない。

(5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わな

- ければならない。
- (6)受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。
- (7)受注者は、磁気探査位置の確認を 50m ごとに行わなければならない。
- (8)受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

第 7505 条 解 析

1. 磁気量の単位は μwb とする。
2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

第 7506 条 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

(1)報告書

- ・ 件名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 測定方法(探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法)
- ・ 磁気異常測定値一覧表(位置、磁気量、埋没深度)
なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。
- ・ 総航跡図
- ・ 磁気異常点位置図
- ・ 解析結果の考察

(2)資料

- ・ 航跡図(原図)
- ・ 船位測定簿
- ・ 測定記録(磁気記録、音響測深記録)
- ・ 磁気量算出基礎資料
- ・ 磁気異常点集約資料
- ・ 使用した磁気探査機の総合感度試験資料

第 7507 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 探査方針及び探査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
 - (5) 成果物の適切性

第6章 潜水探査業務

第1節 潜水探査

第7601条 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7602条 探査準備

探査準備は、第7502条 探査準備を適用する。

第7603条 設 標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

第7604条 潜水探査

受注者は、測量に用いる基準点として、地方整備局又は海上保安庁海洋情報部(以下「海洋情報部」という。)等の既設点を用いなければならない。

ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の**承諾**を得なければならない。

また、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土士により潜水探査を行わなければならない。

なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

3. 潜水探査

- (1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。

- (2) 受注者は、事前に探査機の性能表を調査職員に**提出**し、その**承諾**を得なければならない。

- (3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて調査職員と**協議**

しなければならない。

(4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は調査職員の指示する場所で引き渡さなければならない。

(5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、調査職員は、再度、潜水探査を**指示**するものとする。

4. 残存爆発物が発見された場合の処置

受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに調査職員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。

第 7605 条 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

- ・ 件名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 測定方法
- ・ 磁気異常物一覧表

一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。

- ・ 確認された磁気異常物の写真集
- ・ 磁気異常物の確認された位置図
- ・ 探査結果の考察

第 7606 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 探査方針及び探査内容の適切性
- (2) 測定記録と図面表現の整合性

(3) 航跡と磁気異常物位置の的確性

(4) 成果物の適切性

第7章 水理模型実験業務

第1節 水理模型実験

第7701条 適用の範囲

本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7702条 実験準備

受注者は、実験を行うにあたり、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。

第7703条 実験

受注者は、特記仕様書の定めにより実験を行わなければならない。

第7704条 整理・解析

受注者は、特記仕様書の定めにより実験結果の整理及び解析を行わなければならない。

第7705条 解析

1. 磁気量の単位は μwb とする。
2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

第7706条 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・ 件名
- ・ 実験場所
- ・ 実験期間
- ・ 実験機器
- ・ 波浪特性
- ・ 実験内容

- ・解析方法
- ・解析結果

第 7707 条 協議・報告

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7708 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実験方針と実験内容の適切性
 - (2) 実験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第8章 設計業務

第1節 予備・基本設計

第7801条 適用の範囲

1. 本節は、港湾の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
2. 土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、第7803条 設計条件において取り扱うものとする。
3. 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための予備・基本設計に関する一般的事項は、第7804条 構造形式において取り扱うものとする。本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7802条 設計計画及び資料収集・整理

1. 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。

2. 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）（公社）日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ調査職員の**承諾**を得なければならない。

3. 設計手法

- (1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ調査職員に設計手法の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。
- (3) 受注者は、技術基準対象施設の設計にあたっては、適切な維持への配慮の視点を取り入れた設計を行わなければならない。

4. 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ調査職員の**承諾**を得なければならない。

5. リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、調査職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成する。

第 7803 条 設計条件

1. 自然条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、調査職員にその決定結果の**承諾**を得なければならない。

2. 材料条件

- (1) 受注者は、JIS又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。

なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。

- (2) 受注者は、(1)以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ調査職員の**承諾**を得なければならない。

3. 施工条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。
- (2) 受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

第 7804 条 構造形式の選定

1. 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。

なお、構造形式の選定は、調査職員の**承諾**を得なければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

第 7805 条 構造諸元の決定

1. 概算数量

- (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断面図及びその他作成した図面に基づき第 7804 条 構造形式の選定 1. の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごと

に工種別、材料別に算出しなければならない。

(2) 受注者は、あらかじめ調査職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数位の**承諾**を得るものとする。

2. 概算工事費

受注者は、1. で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。

なお、使用する単価はあらかじめ調査職員に**承諾**を得なければならない。

3. 工事施工計画

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

第 7806 条 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

第 7807 条 成 果

1. 受注者は、基本設計の成果として、「表 8 - 1 予備・基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に**提出**するものとする。

表 8 - 1 予備・基本設計成果物項目

成果物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、係船柱等
6) 設計書	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 8 - 1 予備・基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、

調査職員に提出しなければならない。

第 7808 条 協議・報告

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7809 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
 - (5) 最適構造形式の適切性
 - (6) 施工性

第2節 細部設計

第7810条 適用の範囲

本節は、第1節予備・基本設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7811条 設計計画

設計計画は、第7802条 設計計画及び資料収集・整理を適用する。
ただし、5. リサイクル計画書の作成を除く。

第7812条 設計波の算定

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
2. 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

第7813条 配筋計算

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
2. 受注者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

第7814条 数量計算

1. 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

第 7815 条 図面作成

受注者は一般図、配筋図等を作成しなければならない。

第 7816 条 付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

第 7817 条 成 果

1. 受注者は、**詳細**設計の成果として、「表 8 - 2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 8 - 2 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

表 8 - 2 細部設計成果物項目

成果物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案
2) 細部設計計算書	
3) 設計図面	
4) 計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

第 7818 条 協議・報告

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7819 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 数量計算内容の適切性

第3節 実施設計

第7820条 適用の範囲

本節は、第1節予備・基本設計及び第2節細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7821条 設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

なお、必要に応じ、第7802条 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

第7822条 図面作成

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実実施設計を行わなければならない。
2. 受注者は、第1節予備・基本設計及び第2節細部設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。
なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
3. 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

第7823条 数量計算

1. 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

第7824条 成果

1. 受注者は、**実施**設計の成果として、「表8-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に**提出**しなければならない。

表 8 - 3 実施設計成果物項目

成果物	内 容
I. 報告書 1) 設計説明書 2) 設計図面 3) 数量計算書	設計位置、目的、延長、構造形式 工事の実施に必要な図面の作成 設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 8 - 3 実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第 7825 条 協議・報告

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7826 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - (2) 数量算出内容の適切性

第9章 港湾計画等調査業務

第1節 港湾計画調査

第7901条 適用の範囲

1. 本節は、港湾空間の基本的な計画策定に係る港湾計画調査、港湾再開発調査、マリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、港湾利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。
2. 計画調査のために必要な港湾の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項は、第7903条 現況特性の把握において取り扱うものとする。

なお、ここで取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。
3. 港湾整備の基本的方針を策定するための調査に関する一般的事項は、第7904条 基本的方針の策定において取り扱うものとする。
4. 港湾の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項は、第7905条 港湾利用の将来推計において取り扱うものとする。
5. 第7903条 現況特性の把握、第7904条 基本的方針の策定及び第7905条 港湾利用の将来推計における検討結果に基づき港湾の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項は、第7906条 施設計画及び土地利用計画において取り扱うものとする。
6. 以上の計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項は、第7907条 計画関連検討事項において取り扱うものとする。

なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
7. 第7903条 現況特性の把握から第7907条 計画関連検討事項における検討結果についての成果に関する一般的事項は、第7908条 成果において取り扱うものとする。
8. 第7903条 現況特性の把握から第7907条 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、第7909条 協議・報告において取り扱うものとする。
9. 第7903条 現況特性の把握から第7907条 計画関連検討事項における検討結果についての照査に関する一般的事項は、第4710条 照査において取り扱うものとする。

第 7902 条 計画準備

1. 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案しなければならない。

2. 使用する基準及び図書

(1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月）（公社）日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。

第 7903 条 現況特性の把握

1. 港湾の現況

(1) 受注者は、対象港湾の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、対象港湾の沿革、港湾施設の整備状況、施設利用状況を整理しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象港湾及び範囲を調査しなければならない。

2. 自然条件

(1) 受注者は、対象区域の自然条件に係る調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-1 自然条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9 - 1 自然条件に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
地 勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
	河 川	流速、流量、流出土砂量
地 質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土 質	N値、粒度組成
気 象	風	風向、風速
	天 候	気温、降水量、降雪、濃霧、結氷、流氷
	台 風	通過頻度、コース、規模
海 象	潮 汐	潮位、高潮
	波 浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流 況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂 砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

3. 社会・経済条件

- (1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9 - 2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9 - 2 社会・経済条件に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
社会条件	土 地	土地利用
	人 口	総人口、年齢構成、人口動態、世帯数
	労 働	労働力人口、産業別就業者数
	生 活	住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿・ごみ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生 産	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数
	所 得	県民所得、雇用者所得

4. 産業

- (1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（1次産業、2次産業、3次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9 - 3 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9 - 3 産業に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
一次	農 業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数
	漁 業	漁業所帯数、就業者数、経営体数、漁船数、漁獲高、水産加工品生産量
	林 業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工 業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積、
	鉱 業	従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商 業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積
	観 光	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート
	エネルギー	電力立地状況

5. 貨客流動

- (1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-4 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-4 貨客流動に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
貨 物	港湾貨物	港湾貨物量、陸上出入貨物量、港湾勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅 客	港湾旅客	港湾旅客数
	地域間・内流動旅客	地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

6. 交通体系

(1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。

なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9-5 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9-5 交通体系に係る調査項目

区 分	分 類	調 査 項 目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、道路整備計画
	幹線道路	
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸送量、空港整備計画

7. 地域開発計画

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、港湾計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

8. 地域指定状況

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9－6 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9－6 地域指定状況に係る調査項目

分 類	調 査 項 目
自然公園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観法に基づく景観計画地域
港湾・漁港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定、類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制、水質汚濁防止法による規制

9. 陸域・水域の環境及び利用現況

- (1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9－7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の**承諾**を得るものとする。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 9－7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分 類	調 査 項 目
陸域環境利用現況	埠頭用地、港湾関連用地、緑地・水際線へのアクセス、景観
水域環境利用現況	航路、航路・泊地、泊地、小型船だまり、レクリエーション水域、漁業水域、景観

10. 権利関係

- (1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。
 なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 9－8 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、調査職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表 9－8 権利関係に係る調査項目

分 類	調 査 項 目
土 地	所有者、借地権、地価
建 物	所有権、借家権、価格
水 域	漁業権

11. 現況等把握結果の整理

受注者は、1. 港湾の現況から 10. 権利関係までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

第 7904 条 基本の方針の策定

1. 調査対象港湾の位置付け

(1) 対象港湾への要請及び課題

受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象港湾に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。

(2) 対象港湾の位置付け

受注者は、前項の結果に基づき対象港湾の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

2. 整備目標と主要施策

(1) 整備目標と主要施策の目標年次

整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。

(2) 整備目標と主要施策

受注者は、対象港湾の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。

(3) 空間利用の方針

受注者は、対象港湾に要請される機能を発揮するために原則として「表 9-9 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。

① 背後圏の土地利用状況又は開発計画

② 各ゾーン間の配置関係

③ 配置地点への適合度

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成しなければならない。

表 9-9 ゾーン区分

物流関連	人流関連	交流拠点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション（水域含む）	環境保全	港湾業務関連
都市機能	船だまり関連	廃棄物処理
停泊	避泊	留保

第 7905 条 港湾利用の将来推計

1. 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき港湾利用の将来推計を行わなければならない。

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

2. 取扱貨物量

(1) 背後圏及び将来フレームの設定

受注者は、取扱貨物の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、工業出荷額及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

(2) 港湾取扱貨物量の推計

① 受注者は、港湾取扱貨物を公共貨物、専用貨物別に分け、さらに輸出入別、移出入別及び品目別、及びコンテナ貨物に分類して推計しなければならない。

なお、推計貨物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。

また、特記仕様書にコンテナ貨物の取扱い及び推計貨物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

②受注者は、取扱貨物量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、企業ヒアリングを行わなければならない。

3. 船舶乗降旅客者数

受注者は、目標年次における船舶乗降旅客者数を推計しなければならない。

第 7906 条 施設計画及び土地利用計画

1. 水域施設計画

- (1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

2. 外郭施設計画

- (1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに港湾の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

3. 係留施設計画

- (1) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱貨客の種類、数量、荷役方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

4. 臨港交通施設計画

- (1) 受注者は、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう港湾及びその周辺における交通の状況、他の港湾施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各港の実態に即して臨港交通

施設を計画しなければならない。

5. 小型船だまり計画

(1) 受注者は、小型船だまりの計画収容隻数に基づき施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、小型船の船種、船型及び隻数の現況並びに将来動向を把握のうえ、小型船の船種別、船型別隻数を推計し、既存施設の能力を考慮して小型船だまりの計画収容隻数を推計しなければならない。

なお、小型船の現況把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。

(3) 受注者は、小型船舶の安全と円滑な利用が図られるよう、小型船だまりの規模及び配置を設定しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

6. マリーナ計画

(1) 受注者は、マリーナに関する基本的事項を検討のうえ、艇種別収容隻数を推計し、マリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、マリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。

①マリーナの背後圏

②マリーナの種類（性格及び役割）

③立地適性、活動適性、建設適性

(3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画マリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。

①背後圏におけるプレジャーボートの保有隻数の現況及び将来動向

②背後圏におけるプレジャーボートの艇種別、船型別隻数の推計

③周辺マリーナの保管見通し及び整備計画

なお、背後圏におけるプレジャーボートの保有状況の把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。

(4) 受注者は、マリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。

①マリーナの有すべき機能と施設構成

②水面保管・陸上保管割合と主要施設規模

③機能配置と動線計画

④施設配置と全体計画

(5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

い。

7. 港湾環境整備施設等計画

(1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）

- ①受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- ②受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。
- ③受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。
- ④受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

(2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉砕施設、廃油処理施設等）

- ①受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害液体物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- ②受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。
- ③受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。

なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。

- ④受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

8. 土地造成及び土地利用計画

(1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。

土地利用の用途区分

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①埠頭用地 | ②港湾関連用地 |
| ③交流厚生用地 | ④工業用地 |
| ⑤都市機能用地 | ⑥交通機能用地 |
| ⑦危険物取扱施設機能用地 | ⑧緑地用地 |
| ⑨廃棄物処理施設用地 | ⑩海面処分用地（海面処分・活用用地） |
| ⑪公共用地 | |

(2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、企業アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

第 7907 条 計画関連検討事項

1. 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

2. 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

3. 概算事業費の算出

(1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。

(2) 受注者は、当該港湾における実績、類似港湾の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

4. 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。

5. 事業採算性

(1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。

(2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、調査職員の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に調査職員の**承諾**を得なければならない。

6. 法線計画

(1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

7. 開発効果

(1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。

(2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもた

らされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。

- (3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならない。

なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、調査職員と協議するものとする。

- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならない。
- (5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

8. 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取り組むべき事業化に向けての課題
- (3) 開発を進めるために港湾以外の部門に要請すべき課題

第 7908 条 成 果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

第 7909 条 協議・報告

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7910 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性
 - (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
 - (4) 港湾利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
 - (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
 - (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

第2節 環境影響評価調査

第7911条 適用の範囲

1. 本節は、港湾及び港湾海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
2. 環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項は、第7912条 自然条件・社会条件の把握において取り扱うものとする。
なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。
3. 環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項は、第7913条 環境に関する現況把握においてを取り扱うものとする。
なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。
4. 環境保全目標の検討に関する一般的事項は、第7914条 環境保全目標の検討においてを取り扱うものとする。
5. 環境予測及び影響評価に関する一般的事項は、第7915条 環境予測及び影響評価においてを取り扱うものとする。
6. 環境影響評価調査の成果の作成に関する一般的事項は、第7916条 成果において取り扱うものとする。
7. 環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、第7917条 協議・報告において取り扱うものとする。
8. 環境影響評価調査の成果に係る照査に関する一般的事項は、第7918条 照査において取り扱うものとする。

第7912条 計画準備

1. 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに「表9-10 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表 9-10 調査項目

項 目	港湾計画	埋立事業	備 考
自然条件、社会条件の把握	—	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	—	○	
影響予測及び影響評価	○ 完成後の予測	○ 施工中及び 完成後の予測	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。

2. 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

第 7913 条 自然条件・社会条件の把握

1. 気象条件

- (1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

2. 水象条件

- (1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

3. 社会条件

- (1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

4. 環境関連計画

- (1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- (2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

5. 地域指定状況

- (1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乗せ基準・横出し基準等々の地域指定状況を調査し整理しなければならない。
- (2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

第 7914 条 環境に関する現況把握

1. 大気質

- (1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

2. 潮流

- (1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

3. 水質

- (1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移に整理し、水質の状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

4. 底質

- (1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- (6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

5. 騒音

- (1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46

年5月25日閣議決定)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

6. 振動

(1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(3) 受注者は、最新のデータを基に「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

7. 悪臭

(1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令第39号)に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。

(5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

8. 自然環境

(1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

(2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

(3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

(4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把

握しなければならない。

第 7915 条 環境保全目標の検討

1. 受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。
2. 受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

第 7916 条 環境予測及び影響評価

1. 大気質の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7913 条 環境に関する現況把握、1. 大気質、(4) に示す環境基準並びに第 7914 条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

2. 潮流の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7914 条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

3. 水質の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7913 条 環境に関する現況把握、3. 水質、(4) に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたうえ、当該環境基準並びに第 7914 条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。なお、海域の浮遊物質(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに第 7914 条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価するものとする。

4. 底質の影響評価

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7913 条 環境に関する現況把握、4. 底質、(4) に示す判定基準並びに第 7914 条 環境保全目

標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

5. 騒音の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では第7913条 環境に関する現況把握、5. 騒音、(3)に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめようえ、当該環境基準並びに第7914条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。
- (3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」並びに第7914条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

6. 振動の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、第7913条 環境に関する現況把握、6. 振動、(3)に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに第7914条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

7. 悪臭の影響評価

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに第7914条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

8. 自然環境の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに第7914条 環境保全目標の検討、2. の検討結果に照らして評価しなければならない。

9. 環境保全対策及び環境監視計画の検討

- (1) 受注者は、本節、環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

10. 総合評価

- (1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。
- (2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

11. 環境影響評価書

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

第 7917 条 成 果

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

第 7918 条 協議・報告

協議・報告は、第 7 2 2 8 条 協議・報告を適用する。

第 7919 条 照 査

1. 受注者は、第 1 1 0 8 条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性
 - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性
 - (5) 環境予測における予測結果の適切度
 - (6) 影響評価における基準若しくは環境保全目標適用の適切性
 - (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
 - (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性